

発議案第 33 号

名護市辺野古の米軍新基地建設を即時中止するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 30 年 9 月 7 日

八千代市議会議長 西 村 幸 吉 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進
	同	三 田 登
	同	堀 口 明 子

## 提案理由

国に対し、名護市辺野古の米軍新基地建設を即時中止するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 名護市辺野古の米軍新基地建設を即時中止するよう求める意見書

沖縄県の故翁長雄志知事は、本年7月27日、名護市辺野古の米軍新基地建設に関して、前知事による埋立て承認を撤回する手続を行うと発表した。その理由については、埋立て承認後に生じた義務違反や承認時には明らかにされなかった事実が判明したことなどを挙げている。

これに対して、菅義偉官房長官は「辺野古移設に向けた工事を進めていく考えに何ら変わりはない」と述べ、相変わらず沖縄の声を聞き入れようとしない姿勢である。

国は、「埋立て申請書の添付図書を変更して実施する場合は、承認を受けること」とされていながら、一切事前協議を行わず、サンゴの移植など定められた環境保全措置をしないまま工事を進めており、「環境保全・災害防止に十分配慮する」との基幹的な要件が満たされていないと沖縄県は指摘している。また、埋立て部分が地質調査報告書では軟弱地盤とされていたのに、2年間も隠して工事を続けていたことも重大視している。これは、沖縄県と沖縄県民に対する二重三重の裏切りであり、本年7月28日の朝日新聞の社説において、「権力をもつ側がルールや手続きを平然と踏みにじる」、「これでは民主主義はなり立たない」と批判されたのは当然である。

朝鮮半島では、南北首脳会談、米朝首脳会談などが行われ、対話による平和への流れが始まっている。平和の流れに逆行する、沖縄の米軍基地強化へと突き進むのは辞めるべきである。

よって、本市議会は国に対し、名護市辺野古の米軍新基地建設を即時中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

内閣官房長官様